

◆式部省東方官衙の調査—第273次

1 はじめに

本調査の発掘区は平城宮南東部に位置し、第236次調査の東隣にあたる。1990年におこなった第205次調査以来、平城宮壬生門北方の東西両側に奈良時代後半の式部省と兵部省の遺構を確認してきた。その後、奈良時代前半の式部省、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙の遺構を検出した（第222・236・256次調査）。今回の調査の目的は、発掘区西側に位置する官衙の東限を確定するとともに、既発掘区と平城宮東面築地の間の様相をあきらかにすることである。調査期間は1996年10月1日～1997年2月10日、発掘区は東西48m×南北53m、面積約2,400㎡である。

2 遺構

発掘区の基本的な層序は、上から、整備にともなう盛土、旧耕土、床土、灰褐粘質土、灰色～暗褐色の砂質土、灰褐砂、黄褐粘土、青灰白粘土、青黒粘土。奈良時代の遺構検出面は基本的に灰褐粘質土層であるが、発掘区の約3分の1にあたる発掘区南辺から西辺では、灰褐砂層上で遺構を検出した。遺構検出面の標高は62.0～62.5m、北西から南東に傾斜する。検出した主な遺構は、基壇建物2棟、掘立柱建物18棟、門3棟、掘立柱塀8条、溝1条、暗渠1基、井戸3基などで、この他に築地塀3条が想定される。遺構は重複関係や建物配置などから、A～E期の5時期にわたる変遷をとげたと考えられる。

A期 奈良時代初期。塀5条、建物4棟、井戸1基がある。敷地は西と北を掘立柱塀SA16340・SA17480・SA17481で区画し、4棟の掘立柱建物がたつ。中心殿舎と推定されるのはSB17485で、これには西脇殿SB17486が付属し、北側後方にはSB17483、SB17484とSE17488を設ける。全体の建物配置は南側を正面と考えられる。

SA16340 発掘区西辺部に南北に並ぶ8尺等間の掘立柱

塀。本発掘区で検出した17間分は、北でやや西に（約40分）振れているが、南側でおこなった第256次発掘区において検出した奈良時代前半の式部省の東限を区画する掘立柱南北塀と一連のものである。

SA17480 発掘区北辺部に東西に並ぶ8.5尺等間の掘立柱塀。東でやや北に（約1度）振れている。SA16340とはほぼ直交する塀で、敷地北端の区画施設と考えられる。

SA17481 SA17480の8尺南側にあり、SA17480と柱筋をそろえた8.5尺等間の掘立柱東西塀。検出した柱穴の大きさが、SA17480のものよりもひとまわり小さいことなどから、独立した塀ではなく、SA17480と構造上一体のものであった可能性がある。

SA17482 発掘区の南東部の掘立柱南北塀。7尺等間、5間分を検出。

SA17483 SB17487の北妻の5尺北にたつ掘立柱東西塀。4間分を検出。柱間寸法は中央2間においては9尺等間、両端の1間分をそれぞれ8尺としたもの。中央の柱はSB17487の妻柱のほぼ真北に位置する。

SB17484 発掘区中央北東寄りの東西3間（6尺等間）×南北3間（7尺等間）の総柱式掘立柱建物。

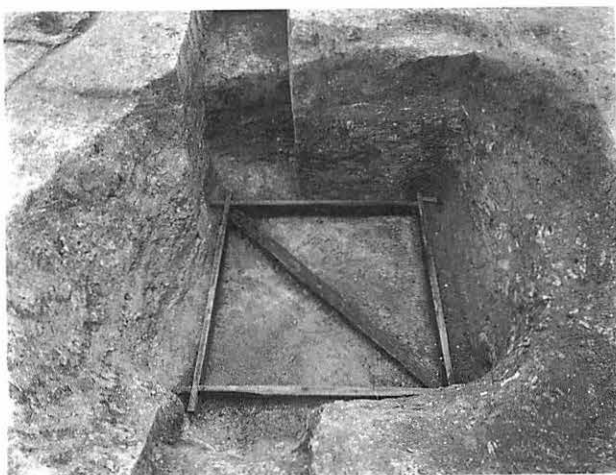


図16 SE17488の井戸枠出土状況（北から）

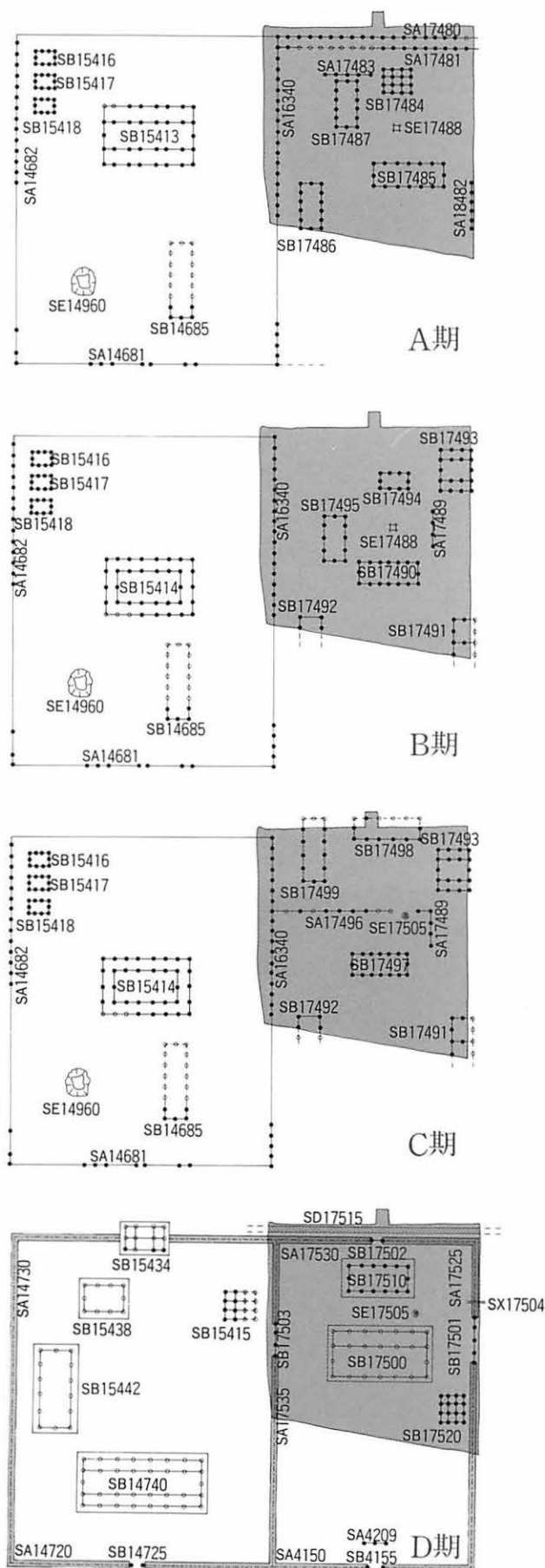


図18 式部省東方官衙遺構変遷図

SA17489 SE17488の東側にある掘立柱南北塀。9尺等間で3間分を検出した。

SB17490 発掘区南半中央の掘立柱建物。桁行6間(7.5尺等間)×梁間2間(8尺等間)の東西棟。SB17493をたてかえた、B期における発掘区南側の正殿。

SB17491 発掘区南東部の掘立柱建物。桁行2間以上(9尺等間)×梁間2間(8尺等間)の東西棟。北端2間分を検出したのみで、発掘区の南と東にのびる。北から2間目には建物を南北に分ける間仕切りがある。SB17490の東脇殿。

SB17492 発掘区南西部の掘立柱建物。桁行2間以上(8尺等間)×梁間2間(8尺等間)の南北棟。北端1間分を検出、発掘区南方にのびる。SB17490の西脇殿。

SB17493 発掘区北東部の掘立柱建物。桁行3間(8尺等間)×梁間2間(8尺等間)の身舎に南北庇が付いた東西棟。底の出は南北いずれも7尺。

SB17494 SB17484の同じ場所に規模を小さくしてたてかえた、桁行3間(7尺等間)×梁間2間(6尺等間)の東西棟。SE17488のほぼ北正面にたつ。

SB17495 発掘区中央西寄りの掘立柱建物。桁行4間(8尺・9尺・9尺・8尺)×梁間2間(8尺等間)の南北棟。

C期 奈良時代中葉。B期のSA17489・SB17491・SB17492・SB17493は存続し、新たに建物3棟、掘立柱塀1条、井戸1基を設ける。SA17489に直行する東西塀によって敷地を南北に分割、この塀を横切る位置に新たに井戸を設置する。南の区画は南向きの「コ」の字形建物配置を崩さず正殿のみをたてかえ、北の区画はSB17493を取り込む形で南の区画同様、南向きの「コ」の字形の建物配置を形成する。

SA17496 10尺等間と想定される掘立柱東西塀。東端はSA17489に取りつくと考えられる。途中SE17505の部分があくが、基本的にはSB17497・SB17491・SB17492からなる南地区とSB17498・SB17493・SB17499からなる北地区とを分かつ区画塀である。

SB17497 発掘区南半中央の掘立柱建物。桁行6間(7尺等間)×梁間2間(8尺等間)の東西棟。SB17490をたてかえた南地区の正殿。

SB17498 発掘区北辺にかかる掘立柱建物。桁行5間(10尺等間)×梁間2間(8尺等間)の東西棟と想定されるが、北側柱は西妻から2つ目を確認したのみで、他は発

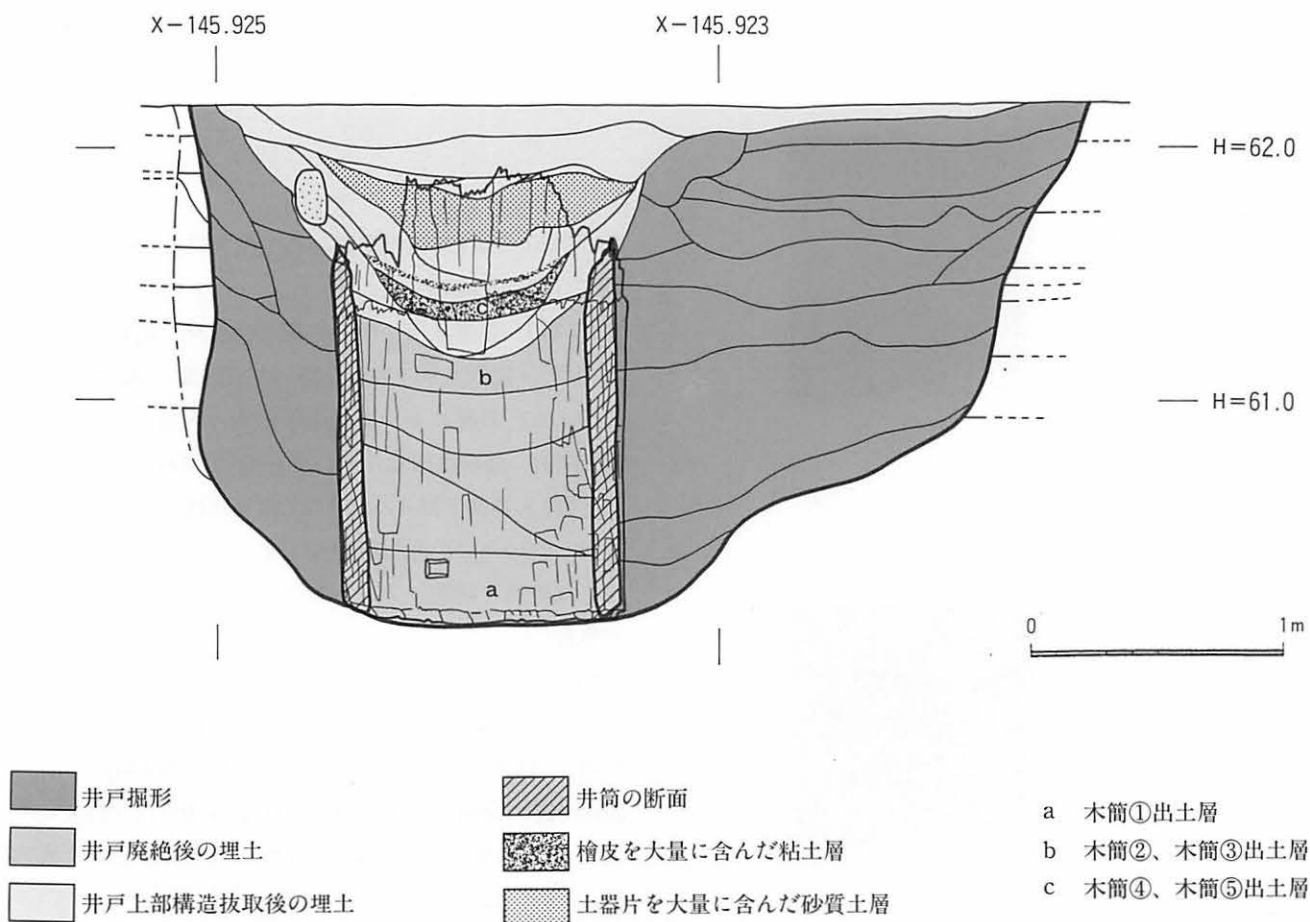


図19 SE17505南北断面および井筒立面図（東から） 1:20

掘区外となる。北地区の正殿。

SB17499 発掘区北西部の掘立柱建物。桁行4間以上(10尺等間)×梁間2間(8尺等間)の南北棟。南北5間とすると、SB17498の北側柱列と揃い、かつ建物規模も同じになる。SB17498の西脇殿。

SE17505 発掘区中央北東寄りの井戸。東西3.5m、南北4mの掘形の南半部に寄った位置で、井戸枠の抜取穴と檜材一本割り抜ききの井筒を検出した。断面観察により、井戸枠などの上部構造を抜き取った痕跡を確認した。井戸基底部の標高は約60.1m。井筒は、高さ約1.8m、外径約1.1~1.3m、材厚は10~20cmで東西部分で厚く、水平断面は東西に長い倒卵形をしている。井筒の底面外側は手斧仕上げがなされており、南側の底はなお大きく削って加工している。また、底面から20~30cmのところに縦7~8cm×横10cm程度の方形口をあけている。井筒表面の全体の加工にはむらがあり、一部樹皮を残している部分が認められた。この部分のサンプルによって、年輪年代測定をおこなった結果、723(養老7)年に伐採されたことが判明した。材の大きさからみても転用材とは考え難く、伐採から程なく据えられた可能性が高い。なお、平城宮内での一本割り抜ききの井筒の例としては、第78次南地区調査(内裏後宮地区、1973年)で直径約1.65m、

高さ1.90m、第241次調査(造酒司、1993年)で直径約1.40m、高さ1.45mの2例が確認されているが、これらはい



図20 SE17505の井筒出土状況(北東から)

ずれも杉材で、檜材の一本割り抜き井戸は宮内では初例となる。

D期 奈良時代後半。SE17505のみを残し、C期までの建物・堀はすべて撤去、新たに建物3棟、東西溝、門3棟、堀3条、暗渠1基などを設ける。敷地を築地堀SA17525・SA17530・SA17535で囲み、北辺築地堀の北側には東西溝SD17515を設ける。官衙内部には2棟の基壇建物SB17500・SB17510を南北に配置し、この南東側に総柱式の高床倉庫SB17520をたてる。

SB17500 発掘区中央の東西棟基壇建物。基壇は削平され、礎石や礎石の据付穴および根石などは残っており、地覆石の抜取りのみを検出。これにより基壇の規模は、東西80尺×南北44尺（約24m×13.2m）と推定される。柱間寸法を12尺等間と仮定すると、桁行6間×梁間3間で、基壇の出は四辺いずれも4尺と復原できる。

SB17510 発掘区北半中央の東西棟基壇建物。桁行5間（9尺等間）×梁間2間（10尺等間）の東西棟。礎石の据付穴および根石と、建物北辺に北側柱列から5尺の位置に地覆石の抜取り跡を検出した。これにより基壇の出は四辺とも5尺とすると、基壇の規模は東西55尺×南北30尺（約16.5×9m）と復原できる。南北の中軸線は、SB17510とほぼ一致する。

SB17520 発掘区南東部の3間×3間総柱の掘立柱建物。柱間寸法は東西6尺等間、南北7尺等間。5基の柱穴から柱根5本と礎板4枚を検出した。

SB17501 発掘区東端の4間門。柱間は、北から、7.5尺・9.5尺・9.5尺、7.5尺で、中央2間が広い。北から2つ目の柱穴には柱根を検出した。4間2戸の棟門である可能性が高い。

SX17504 発掘区東端に検出した、築地堀にともなうものとみられる暗渠。底石の凝灰岩と暗渠の石組を検出した。発掘区の東にのびる。東面築地堀SA17525の位置を裏付けるものと考えられる。

SA17525 官衙東面を区画する南北築地堀。築地本体は検出していないが、地山が南北方向に高く残る部分があることや、門SB17501の柱心がほぼこれに一致すること、築地の存在を示す暗渠SX17504を検出したことなどから、この位置に官衙東限の南北築地堀があったと考えられる。地山の高まり幅から築地の基底部は5尺程度に復原できる。この場合、築地心の位置は第236次調査で検出した神

祇官西限の築地心から350尺である。

SB17502 発掘区北端の1間門。柱間8尺。官衙北面築地に開く棟門。中心はSB17500・SB17510の南北中軸線とほぼ一致する。また、第32次補足調査（1966年）で築地想定位置に検出した1間門SB4155や掘立柱堀SA4209の中心もこの中軸線とほぼ一致する位置にある。

SA17530 第236次調査で検出した奈良時代後半の神祇官西院北面築地の延長上の位置にある東西築地堀。SA17520同様、築地本体は検出されていないが、想定位置に地山が東西方向に高く残る部分があることや、SB17502の南北方向の位置とこの北側に検出された東西溝との位置関係より、この位置に築地を想定しうる。SA17520と同じく、築地の基底幅は5尺程度であろう。

SB17503 発掘区西端の3間門。柱間8尺等間。築地に伴う3間1戸の棟門である可能性が高い。このSB17503とSB17501は東西の中軸線をほぼそろえている。

SA17535 官衙西面を区画する南北築地堀築地堀の痕跡などは検出されていないが、門心が東西方向の軸に載る2基の門SB17501・SB17503の心が一体の建築計画に従って設けられたと推定できることから、SB17501にともなうSA17525、SB17502にともなうSA17530と同種の築地堀SA17535をSB17503の南北軸上に想定できる。SA17520・SA17525の場合と同様に、SB17503を築地に開く棟門であると解釈でき、この門柱列の柱心位置に築地堀の中心軸が想定できる。築地の基底幅はSA17520・SA17525と同様に、5尺幅程度であろう。

SD17515 発掘区北辺を東西に流れる溝。幅約1.2m、遺

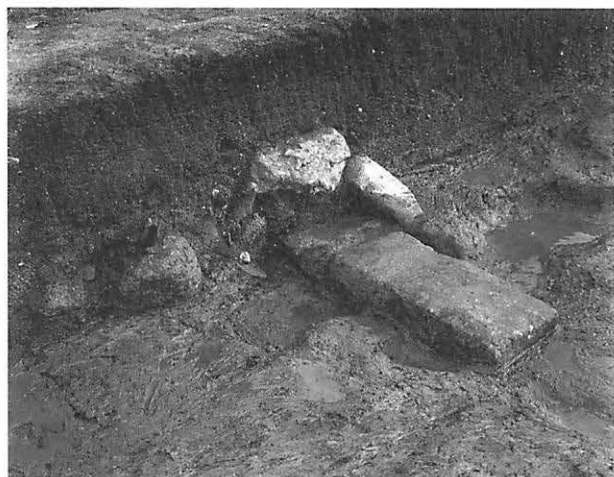


図21 SX17504の検出状況（北西から）

構検出面からの深さ約30cm。北面築地にともなう雨落溝と北側の宮内道路の南側溝を兼ねるものと考えられる。

E期 長岡京遷都後。D期の基壇建物は廃絶するが、SE17505は遷都後も機能していたと考えられる。建物3棟、堀1条、土坑多数を検出。特に、発掘区北西部のSK17551は炭、焼土とともに、韃の羽口片や鉄滓・銅滓などが多量に出土し、この付近に金属鑄造関係の施設が存在していた可能性を示す。炭・焼土混じりの土坑群の時期については、第236次調査で恭仁遷都から平城遷都の間(740～745)を想定しているが、今回、長岡京遷都後と考えた。

SA17545 発掘区北西部の掘立柱南北堀。3間分を検出。北から2つ目の柱穴には柱根が残る。

SB17546 発掘区南東部の掘立柱建物。桁行4間(8尺等間)×梁間2間(8尺等間)の南北棟。

SB17547 発掘区南部の掘立柱建物。桁行3間(7尺等間)×梁間2間(8尺等間)の東西棟。

SB17548 発掘区北西部の掘立柱建物。東西2間(4尺等間)×南北2間(3尺等間)の総柱式建物。

SK17551・SK17552 焼土、韃の羽口片、鉾滓などを含む大土坑。

その他の遺構 主なものは以下の通りである。

SB17553 発掘区南西部の掘立柱建物もしくは掘立柱堀。柱間7尺程度の柱穴2基を検出。いずれも礎板が出土。西隣に接する第236次調査ではこれと一体の遺構を検出していない。

SE17554 発掘区南東隅にあり、井筒または井戸枠の抜取跡が認められる井戸。抜取穴は東西約1.5m×南北約1.8mの丸みを帯びた方形をなし、2段掘りで井筒の据付穴は径約1m、底の標高は約61.0m、井戸基底部の径は約0.5m、標高約60.5mである。掘形はE期のSB17546の

柱穴を切っている。

SK17555 発掘区東辺で検出した古墳時代中期の土師器を多量に含む土坑。完形のものが多く出土した。

SK17556 黒褐粘質土を埋土とする土坑。暗渠SX17504の掘形である可能性がある。

SK17557 B・C期のSB17492の西妻柱の柱穴を削平した東西に長い不定形土坑。(平澤 毅/計測修景)

3 遺物

土器 (図22)

SE17505から大量の土器が出土した。中でも埋土上層からまとまって出土した土器群は、いずれも平城宮土器編年VII(9世紀初頭)にあたる食器類(坏・皿・碗)である。

これらは互層状に檜皮・凝灰岩片を大量に含む堆積中から出土し、井戸廃絶後の埋戻しをおこなう際、一括して投棄されたと考えられる。(金田明大/考古第2)

瓦

出土した瓦は表5の通り。遺物包含層より出土したものが多く、量的に卓越した型式はない。奈良時代軒瓦の出土数は2.04個/aであり、これは平城宮内でも低密度の方である。基壇建物など、奈良時代後半の主要な瓦葺の建物が造営後ほどなくして移築、これにともなって軒瓦がほとんど搬出されたと考えられる。

また、D期の中心的建物であるSB17500の基壇がほとんど削平されている状況や、主に発掘区の東北部で旧耕作畦畔沿いの床土中に検出した大量の瓦堆積などから判断すると、後代の耕作に伴って他の場所に投棄された可能性も考えられる。

土製品・金属製品

韃羽口片72点、鉾滓56点(総重量約5.5kg)のほか、炉壁、鉄釘などが出土している。このうちの多くが発掘区

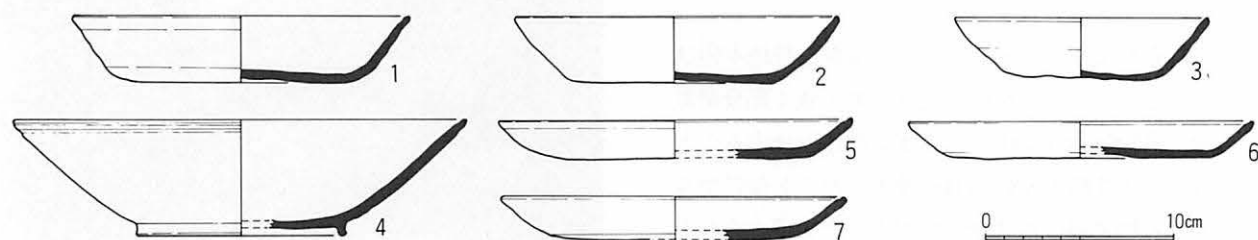


図22 SE17505出土土器 1:4

軒 丸 瓦		軒 平 瓦		備 考	
形式 種	点数	形式 種	点数	丸 瓦	
6133 C	1	6561 A	1	重 量	816.6kg
6225 A	3	6641 E	4	点 数	8.279
C	1	F	1	平均重量	98.6 g
6275 A	1	6643 C	1	平 瓦	
6276 ?	1	6647 D	1	重 量	2,223.2kg
6291 C	1	6663 ?	1	点 数	20.656
6604 L	1	6664 C	1	平均重量	107.6 g
6311 A a	1	D	2	博	
型式不明	9	F	3	重 量	6.9kg
巴瓦	1	G b	1	点 数	11
		N	1	平均重量	627.3 g
		6682 A	1	凝灰岩	
		C	1	重 量	11.7kg
		F	1	点 数	34
		6685 A	1	平均重量	344.1 g
		6691 A	2	道具瓦・その他	
		6721 ?	1	熨斗瓦	1
		型式不明	7	刻印平瓦「国」	2
軒丸瓦合計	20	軒平瓦合計	31	鎌倉文字「法」	1

表 5 第273次調査出土瓦集計表

北西部の炭入り土坑SK17551中、またはその周辺からのものである。これらは、第236次調査北区の東部で検出された焼土・炭・灰色粘質土を含む土坑群から出土した大量の韃の羽口片、鋤滓等に関連するものと考えられ、金属加工や鋳造に関わる施設が存在していたことを示している。

木製品

SE17505の井筒中の檜皮を大量に含む層から檜扇片63点などが出土している。これらはいずれもSE17505を埋戻した際のものである。(平澤 毅)

木簡

井戸SE17505の堀形から1点、同井戸枠上部構造の抜取から146点(全て削屑)、同井筒内から66点(うち削屑64点)、井戸SE17488抜取から4点、同井戸枠内から3点、計220点が出土した。主なものの釈文を掲げる。

①はSE17505の井筒内最下層である青灰砂層から出土したもの。井戸が使用されていた時期に枠内に落下した可能性もある。堅魚、鰻、海藻、腊、塩などの食料品、それらを盛る匙、坏の品目名と数量を書き上げた木簡で、延喜神祇官式に見える神銭の目録に酷似した内容をもつ。②③は井筒内埋土上層の暗灰粘土層から出土したもの。③は神社名を列記した木簡の削屑と考えられ、この地域が神祇官であったことを示す、官衙区画内出土の文字資料として特に注目される。④⑤は割り抜き井戸の上部に据えられていた井戸枠の抜取穴の埋土下部の木屑層か

ら出土した。SE17505出土木簡の約7割は、この層の遺物で、平安初期の井戸の最終廃絶時に投棄されたものであろう。基壇建物SB17500の下で検出されたSE17488の井戸枠内最下層から出土した⑥は、神祇官以前のこの地域の官衙に関わるものと考えられる。(渡辺晃宏/史料)

4 今回出土の木簡の意義—上層官衙の性格

今回の調査で、官衙内部の遺構から官衙の性格を示す木簡が見つかったことの意義は誠に大きいといえる。この点について、従来の検討の経緯を含めて、若干の考察を加えておきたい。

西隣の第236次調査において検出した式部省東方官衙西半については、①第32次補足調査で官衙の南を東に流れる溝SD4100から神祇官に関連する木簡や墨書土器が出土していること、②北を正面とする特異な配置をとる格式の高い礎石建物群で構成されており、しかも、平安宮の神祇官西院と建物構成が類似すること、③宮の南東隅という位置が平安宮における神祇官の位置に近いことなどから、これを神祇官西院と推定した(『1992平城概報』)。

一方、この東側にある今回の発掘区のうち、2棟の基壇建物SB17500・SB17510と井戸SE17505によって構成されるD期の官衙は、①西隣の官衙ブロックと道路を挟まずに直接築地で接していること、②東西棟建物2棟とこれらに挟まれた井戸という建物配置が平安宮の神祇官

⑥	SE	⑤	④	③	②	①	SE
「券カ」	一七五〇五出土木簡	「座」	「奉御」	兵主神社	「腊カ」	「斤カ」	「斤カ」
□書	一七五〇五出土木簡	□	□	□	□	□	□
					(荷札ノ削屑カ)	堅魚六斤五兩	堅魚六斤五兩
						海藻六斤五兩	海藻六斤五兩
						腊一斗五	腊一斗五
						(木簡ヲ刀形ニ二次的ニ整形シタモノカ)	(木簡ヲ刀形ニ二次的ニ整形シタモノカ)
						(166)・23・2	(166)・23・2
						061(011)	061(011)
						091(039)	091(039)
						091	091
						091	091
						091	091
						091	091

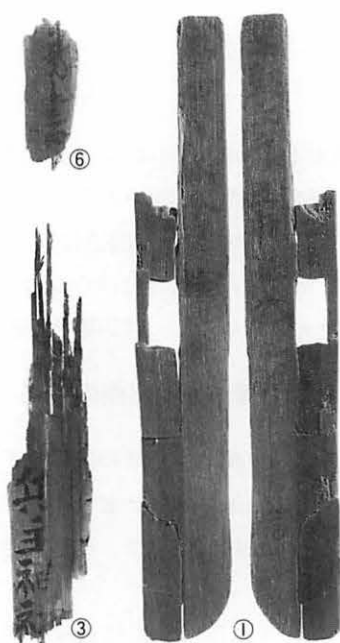


図23 SE17505出土木筒

東院北半と酷似すること、③しかも官衙内の井戸SE17505から神祇官のものと考えられる木筒が出土したことにより、今回の調査地のD期の官衙は神祇官の実務空間である神祇官東院と推定され、第236次発掘区と合わせて神祇官で

あることがほぼ確定した。官衙外側の溝の遺物だけではなく、今回官衙内の遺構出土の文字資料による裏付けが得られた意義は大きい。

しかしながら、ここでもう一つ大きな課題が残ることとなった。それはこの地域に神祇官がたてられた年代、すなわちD期の具体的な年代である。第236次調査の概報では、式部省（正殿のたてかえあり）を奈良時代前半、神祇官を奈良時代後半と考えた。この地域の式部省は、奈良時代後半のある時期に、朝集殿院前面に兵部省と対称の位置にたてられた式部省（奈良時代前半の式部省の西隣）に移転したと考え、この移転を東区朝堂院の下層から上層へのたてかえに連動するとみて、その時期を745年の平城遷都後と推定した。そしてこの式部省の移転した跡地に神祇官がたてられたと類推したのであった。下層の井戸SE14960出土の削屑の最新年代が天平初年であることとの15年近くの年代的な開きにはやや問題があったが、基本的にはこの井戸の廃絶は式部省の西隣への移転にともなうものとみたのである。

第236次調査の成果のうち、上層遺構を神祇官とする点は今回確証を得たのであるが、その時期については、実は第236次調査の概報では言及しなかった大きな問題がある。それは、奈良時代後半の神祇官とみた官衙のまさに真南で、奈良時代後半の式部省の勤務評定木筒の削屑が多量に出土していることである。宮南面大垣北側の溝SD4100からは、第32次補足調査や第155次調査において、13000点に及ぶ木筒が出土したが、大垣を南に抜ける南北溝SD11640及びその西側のSD4100から奈良時代前半の

削屑が出土し、これより東側のSD4100からのみ奈良時代後半の削屑が出土している。従来の見解では、式部省は奈良時代後半に西側の朝集殿院南側に移転したとみるのであるが、奈良時代後半の遺物が奈良時代前半の遺物の上を流れてその東側に堆積するというのは不自然であり、しかもSD4100の削屑の出土状況は、流路に堆積したというよりは、流路内の土坑状の窪みに投棄されたような様子を呈している。従って、神祇官南側のSD4100出土の奈良時代後半の式部省の削屑は、北側の奈良時代後半の神祇官と考える位置の官衙から投棄された可能性が高いのである。すなわち、SD4100出土木筒からみる限り、今回神祇官と確定したと考える地域には、奈良時代後半に式部省の実務空間も存在した可能性が高いことになる。

この矛盾を解く鍵は、恐らく上層遺構の成立年代にあると考えられる。SD4100出土木筒の年代は、従来漠然と奈良時代後半といつてきたが、より厳密にいうと、その最新の年代は神護景雲4年すなわち宝亀元（770）年であって、点数的に最も多いのも神護景雲年間（767-770）のものである。すなわち、神護景雲年間までこの地域には式部省の実務空間が置かれていて、宝亀初年になって初めてここに神祇官がたてられたと考えれば、上記の矛盾は解消するのである。道鏡の失脚、称徳の崩御を受けた、光仁の即位、そして仏教重視の政策の見直しの中で、朝堂院南面への神祇官の移転を捉えることができるだろう。

但し、このような理解の最大の問題点は、一本割り抜き井戸SE17505の井筒の檜材の伐採年代である。723（養老7）年という伐採年代は、第222次発掘区の式部省の井戸SE14960廃絶の上限年代（天平5（734）年。削屑による）より10年以上も遡る。光谷拓実によれば、このような材は当初から井筒用として切り出すのが普通で転用は考えにくく、切り出しからさほど年代を置かずに加工・設置されるのが自然であるという。従って、SE17505の設置が平城遷都後にまで降る可能性は低い。

その場合、SE17505が設置されたC期の官衙の性格をどう理解するかが、前述のSD4100の式部省の削屑の理解とも関連して問題となる。現段階では、C期から神祇官の実務空間として機能したという理解、C期は式部省の実務空間として用いられ、D期に至って神祇官に建て替えられたという理解（その場合SE17505は式部省の井戸から神祇官の井戸に転用されたことになる）の2案が考

えられるが、C期の段階までの官衙の東限施設が検出されていないこととも合わせて、A～C期のこの地域の性格についてはなお慎重な検討を要する。

今回の発掘区の官衙の変遷は、発掘区内で完結するものではない。D期に神祇官西院として一体であった西隣の第236次発掘区内の官衙、及び朝集殿院南側の奈良時代後半の兵部省・式部省の変遷と連動するものであり、東区朝堂院南方官衙全体として総合的に理解する必要がある。また、B・C期には官衙区画が北へ延びるので、今回の発掘区北側の官衙とのつながりも重要になろう。

(渡辺晃宏)

5 まとめ

区画施設について 今回、奈良時代前半の区画施設として、第256次調査で検出した掘立柱南北塀SA16340の続きを発掘区西端で検出した。これによって、奈良時代前半の式部省の東限が確認された。また、発掘区の北端では、掘立柱東西塀SA17480・SA17481を検出したが、これが東側にどこまでのびるかについては、今回の調査では未確認である。さらに、発掘区内では東側を区画する掘立柱南北塀についても未検出である。今回の発掘区の東側と第32次補足調査で確認している宮内の排水路SD3410の西肩を北に延長した想定位置との間は3 m程度であり、ここに掘立柱が検出される可能性は残されている。しかし、第32次補足調査において、この地域の南限を区画する東西塀が検出されていないことや、平城宮の東南隅という位置にあることなどを考えると、奈良時代前半の式部省の東側は官衙としての明確な区画を持たず、広場的な空間に現業部門ごとの建物を配し、機能していた可能性も考えられる。この場合、A期からB期への変遷において北側を区画するSA17480・SA17481を撤去し、北方へ空間がより広がる際に、奈良時代前半の式部省の東限を区画するSA16340がそのまま北側に延長されるかどうかの調査がひとつ重要な課題として残る。

奈良時代後半については、門SB17501・SB17502・SB17503、暗渠SX17504の位置および地山の高まり等から、築地塀SA17525・SA17530・SA17535の位置を想定できた。この場合、この官衙の東西幅は154尺程度と考えられる。また、東限の築地塀の心は、奈良時代後半の神祇官西院と推定される官衙(第256次調査)の西限築地塀心か

ら350尺の位置にあるとできる。しかし、この位置の推定は、築地本体の遺構を未確認のため、傍証によってのみ、想定したものである。特に官衙を東西に区画すると考えられるSA17525については、SB17503の位置のみを根拠としている。このため、今後、さらにこれらの推定の妥当性を詳細に検討していく必要がある。

奈良時代後半(D期)の様相 D期について検討すると、①西隣の官衙ブロックと道路をはさみず門の付属する築地塀一条だけで区画されていること、②東西棟基壇建物2棟とこれらにはさまれた空間の東寄りの場所に井戸が配置されるという、平安宮の神祇官東院北半とよく似た建物配置をとること(図24)、③SE17505の底から出土した「兵主神社」と書かれた木簡が出土したことなどによって、今回の発掘区における奈良時代後半の遺構は神祇官東院に相当すると判断した。これと、奈良時代後半「神祇官西院」と推定された西隣の第236次発掘区の成果とを考え合わせると、奈良時代後半の式部省東方に存在した官衙を「神祇官」とする想定が、空間的に検証されたと考えられる。

ただし、建物の配置関係については、今回、平城宮神祇官と推定した官衙と平安宮神祇官の建物配置を示す「神祇官全図」等とは南北を逆転した形となっている。これは平安宮における神祇官が幅の広い道路のある北側に正門を開くものの、南限より1ブロック北側にあるため、官衙の方向としては南を正面にしたのに対し、平城宮では神祇官が宮南辺に位置することから、官衙の正面を北に向けたためであろう。平安宮神祇官では、奈良時代の神祇官の建物配置を祖形に、新たな計画が施行されたものとみることができよう。

また、造営年代としては、すでに木簡の項で考証したように平城宮東南隅のこの付近には、宝亀年間(770-780)頃まで式部省関連施設があったと考えられる。軒瓦の出土状況から長岡京遷都の際、建物が移転するのに伴ってほとんどの軒瓦が搬出されたとするならば、基壇建物と築地塀によって構成される神祇官は、奈良時代末期に造営された可能性がある。この場合、主な問題点は、SE17505の井筒の伐採年代が723(養老7)年であり、この井戸の底からは神祇官に関係する木簡が出土していることである。とくにこの井戸は一木刳り抜きの特殊な井戸であることから、当初の設置目的を改めて、利用主体

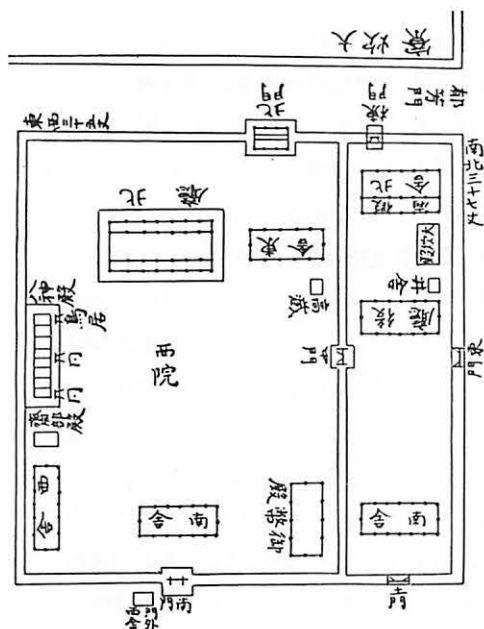


図24 「神祇官全図」(『大内裏図考証』より)

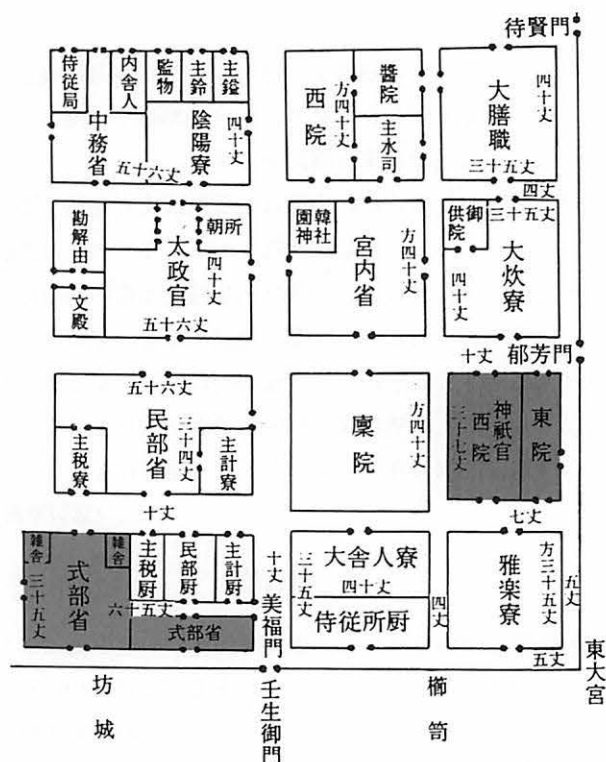


図25 平安宮南東部の官衙配置(裏松固禪考証「宮城復原図」より)

が変わるということがありうるのか、詳細な検討が必要である。

『続日本紀』巻第十、天平2(730)年6月庚辰(27日)の条に「神祇官曹司災」、同壬午(29日)の条に「雷雨。神祇官屋災。」の記載がみられるが、これによって、すでに奈良時代前半のこの時期以降、別の場所にあった神祇官関連の施設の一部が今回の発掘区に移された可能性はある。ただし、『続日本紀』には神祇官移転の記事はみられないので、この被災による神祇官の移転の有無は判断がつかない。また、一木刳り抜きの井筒については、もともと別の場所にあった神祇官に設置されていたものを、移転造営に際して据え直した可能性もないとはいえず、この点における妥当性の詳細な検討も必要である。いずれにせよ、これらの問題はD期以前の神祇官の所在位置と密接に関連している。

奈良時代前半(A～C期)の様相 本発掘区では、奈良時代の前半(A～C期)と後半以降(D期)で建物配置の基本的な構造が大きく変化したことが認められ、その用途も大きく変化したと考えられるが、奈良時代前半の様相については現在のところあきらかではない。裏松固禪考証の『宮城復原図』(図25)によれば平安宮の式部省の

敷地はL字形に展開し、北東部は別の官衙によって利用されている。これを参考にすれば、C期の東西堀SA17496は、その南側の施設が式部省のものであり、北側に広がる官衙施設と区画するためのものであったとみることができる。SE17505の所見などからは、この堀の北側には神祇官の施設が広がっていた可能性も考えられる。

この点で、この時期に立てられる建物の多くが桁行6間×梁間2間の規模を持つものであることは注目できる。桁行が6間という偶数間を示す規格は、桁行の中心に柱が位置するもので、宮内では一般的ではない。この規格の建物は『大内裏図考証』『神祇官全図』に多くみられるものである。すでに指摘したようにD期の基壇建物SB17500も柱間寸法を12尺等間と仮定すると、桁行6間×梁間3間、四辺の基壇の出がすべて4尺の建物に復原でき、『大内裏図考証』における神祇官東院「北舎」の平面と著しく類似する。このような建物規格の連続性を考慮に入ると、奈良時代前・後半で官衙が共通した機能をもっていた可能性も否定できないであろう。

平城宮東南隅のこの地域においては、前・後期の式部省関連の施設と他の施設の配置状況を検討することが、今後の重要課題のひとつである。(平澤 毅)